

戦後日本政治と「首相演説」①

藤本 一美

<総目次>

序文

第一部、敗戦と占領—1940年代後半

第1章、1945年の政治状況と首相演説

(以上、本号)

序文

周知のように、我が国の政治制度は「議院内閣制」を採用しており、議院内閣制の下では、内閣総理大臣（以下、首相と略す）は、一般に国会の多数派の中から選出される⁽¹⁾。その国会において、政府は国政の基本方針を明確に示し、これに対して、国民を代表する議員が質疑を行うことを通例としている。すなわち、国会会期の冒頭に、衆議院および参議院の本会議において、国務大臣の演説とこれに対する質疑が行われる。実際、毎年1月に召集される通常国会では、首相が向こう1年間の政府の国政全般に取り組む基本方針を示す「施政方針演説」を行うのを始めとして、外務大臣が「外交演説」を、財務大臣が「財政演説」を、そして経済財政担当大臣が「経済演説」を行う。これに対して、各会派（政党）の代表者たちが質疑を行い、国政に取り組む政府の姿勢をただして、関係大臣に答弁を求めるのである。これらは一般に、「政府四演説」および「代表質問」と呼ばれている。

大臣演説の歴史は古く、明治時代の1890年12月6日、第1回帝国議会で山懸有朋首相が行った演説にまでさかのぼることができる。た

だ、現在のように毎年、首相、外務大臣、財務大臣、および経済財政担当大臣による政府四演説が行われるようになったのは、比較的最近のことであって戦後の1952年、第15回国会以降のことである。

日本国憲法第72条には、首相は国務等について国会に報告する旨の規定が明記されているが、政府四演説・代表質問という形式は、先例によって確立されてきたものだ。いうまでもなく、大臣の演説とそれに対する質疑は正にその時代状況を反映しており、当該時点における国政上の課題を国民の前に明らかにする役割を果たしている⁽²⁾。

政府四演説の中で国民がもっとも注目するのは、首相が行う「施政方針演説」ないし「所信表明演説」に他ならず、その直後に、各会派（政党）の党首による代表質問が行われ、国会で論戦が交わされるわけである。

普通、首相による施政方針演説は、いわゆる通常国会で開会式の後に行われる（ただし、通常国会の性格を持つ特別国会でも行われた例がある）。一方、後者の所信表明演説は、いわゆる特別国会や臨時国会で開会式の後に行われる（ただ、通常国会会期の途中でも行われた場合もある）。特に、戦後初期の国会では、この例によらない場合も見うけられた。また、施政方針演説や所信表明演説は、必ずしも、開会式と同日に行われず、後日に行われることもある。なお、演説の件名は、国会の回次・衆参によって若干異なる⁽³⁾。

既述のように、首相による演説については、

根拠規定が特に設けられておらず、帝国議会時代からの慣例に依拠している。衆議院・参議院の先例集によれば、参考法令として日本国憲法第63条、第72条、および国会法第70条が挙げられている。

改めていうまでもなく、施政方針演説もしくは所信表明演説には、その時々の内閣の政治・経済・外交などに関する基本方針が含まれているので、各省から提出された重要政策を勘案した上で、内閣府の官房参事官室に集められ、内容を精査して首相の下に届けられる、という。そして最終的に、首相自身が手を入れて演説原稿が完成するのである。

筆者が首相の施政方針演説ないし所信表明演説に関心を持った契機は、米国大統領の「一般教書演説」の翻訳を試みた時である。フランクリンD・ルーズベルト大統領が1945年1月6日に行った一般教書演説を拝見し、秘密にすべき米軍の動向をつぶさに報告した内容を見て驚いた⁽⁴⁾。

それに比べると、1945年6月9日に行った日本の鈴木貫太郎首相の施政方針演説は、軍事状況を隠蔽するなど、その内容は精神論で埋まっていた。それ以来、戦後日本の首相たちは、いかなる形で日本の現状と将来のあるべき姿を国会議員や国民に披露してきたかに興味を抱いた。それが本稿を執筆した理由の一つである。

歴代首相の施政方針演説もしくは所信表明演説については先行研究が存在しており、それは大別して二つの類型に分けることができる。前者は、解説を付した上で、演説そのものを記載した、いわば「歴史的研究」で、例えば、田勢康弘〔2015年〕『1945～2015 総理の演説』バジリコ株式会社、また電子書籍として、日垣隆+ガッキーファイター編集室〔2015年〕『日本の軌跡—戦後歴代首相の施政方針演説集』銀河系出版、などがある。後者は、歴代首相の演

説の言語に焦点を絞った分析であり、例えば、中村秩祥子〔2004年〕「内閣総理大臣演説の文体分析—鳩山首相から大平首相について」『竜谷大学国際センター研究年報』13、高瀬淳一〔2005年〕『武器としての〈言語政治〉』講談社、および東照二〔2006年〕『歴代首相の言語力を診断する』研究社、などを挙げるができる。また、最近の業績として、注目すべきは河瀬彰宏・吉原秀樹〔2020年〕による「戦後の歴代首相の施政方針演説と所信表明演説の計量分析」『情報知識学会誌』Vol. 30, No 2、がある。それは、いわゆる定量的な分析である。定量分析とは、数字で表される要素であって、定量的なアプローチを用いて情報を分析する際には、「期間」や「変化率」などの数値的事実を取り入れ、その情報により客観性を付与することが重要だといわれる⁽⁵⁾。

本稿では、これらの研究成果を踏まえた上で、新たに「定性分析」を試みている。ここでいう、定性的とは物事の「質」の部分を表しており、そのため定性的なアプローチを用いて情報を分析する場合、その情報の「因果関係」などを読み取ることによって、それが表す本質的な意味を抽出することが重要となる⁽⁶⁾。

以上の知見を前提とした上で、本稿では、戦後、つまり1945年から2020年までの75年間に行われた歴代首相の施政方針演説もしくは所信表明演説の内容を定性的に分析する。その際、最初に、当該年度の政治的背景を概観し、次いで、その時の内閣および首相について紹介する。そして最後に、施政方針演説ないし所信表明演説の内容を定性的文脈に沿って検討する。これらの作業を通じて、歴代首相がその時々の内政、経済、外交、および財政に関して如何なる認識を抱き、どのような政策を遂行すべきであると考えていたのか、その背景を探りたい。

なお本稿では、首相演説を分析する場合、以

下の4項目を基準（フレームワーク）として設けて、定性的分析を試みている。すなわち、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係、である。ただし、この基準は厳密に熟慮されたものではなく仮の基準に過ぎないことをお断りしておく。

<注>

(1) 藤本一美編〔2014年〕『講座 臨床政治学 政治学の基礎』志學社、参照。

(2) 施政方針演説・所信表明演説 | 調べ方案内 | 国立国会図書館。

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

「政府四演説と代表質問：国会キーワード：参議院」。

www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/keyword/daihyo.html

(3) 通常国会の冒頭に首相が内閣全体の方針や重点課題を説明する演説は、施政方針演説と呼ばれる。ただ、1953年6月以前には臨時国会の冒頭など現在では所信表明演説として扱われる演説も施政方針演説に区分されていた。所信表明演説は20～30分程度で終わるのが通例だ。だが、2009年10月26日に衆議院で行なわれた鳩山由紀夫首相の所信表明演説は52分間と、近年では最長を記録。また、2012年10月29日に召集された第181回国会（臨時国会）では、第180回国会で野田佳彦首相に対する問責決議が参議院で可決されていたことを理由に、野党側が参議院での所信表明演説を拒否、そのため、演説が史上初めて衆議院でのみ行われた。

通常国会の冒頭では所信表明演説ではなく施政方針演説が行われるのが通例であるものの、第183回国会（通常国会）冒頭で安倍晋三首相は所信表明演説を行った。これは第182回国会（特別国会）で首班指名後に所信表明演説と代表質問を行わずに閉幕したことに伴うものであって、第183回国会では平成25年度予算を提出した際に改めて施政方針演説を行っている。

(4) 藤本一美・濱賀祐子・末次俊之〔2005年〕『資料：戦後米国大統領の「一般教書」』大空社、第1巻を参照。

(5) 首相の演説について最近の研究成果として、本論で紹介した、河瀬彰宏・吉原秀樹〔2020年〕

「戦後の歴代首相の施政方針演説と所信表明演説の計量分析」『情報知識学会誌』Vol. 30, No 2、が有益である。その結果によれば、例えば、各時代区分で政治思想の変化がみられ、戦後から現在にかけて国家制度の整備、経済の発展、国家制度の再建へと遷移していることが明らかになった、という（同上、204頁）。

(6) 「定量」と「定性」の違いとは!?-- ビジネスで活かせる。

<https://mynavi-agent.jp/dainishinsotsu/canvas/2021/02/...>

高瀬淳一は中曽根康弘首相の演説を分析する際に、①先哲の言葉の利用、②文化や科学技術への言及、③子孫への責任の強調、④比喻へのこだわり、を基準として挙げている。それは、いわゆる「理念形」として、他の首相の演説を分析する場合に有効である（高瀬淳一〔2005年〕『武器としての<言葉政治>—不利益分配時代の政治手法』講談社、119頁）。周知のように、中曽根は若い頃から首相の座をうかがい、少数派閥ながら首相の座を獲得、長期政権を達成、国鉄民営化を断行し、新たな日米関係を構築した稀なる政治家である（牧太郎〔2000年〕『中曽根政権 2600日 上・下』行政管理センター、を参照）。

第一部、敗戦—1940年代後半

第1章、1945年の政治状況と首相演説

<目次>

- 1、はじめに
- 2、1945年後半の政治状況
- 3、東久邇宮稔彦内閣
- 4、施政方針演説
- 5、幣原喜重郎内閣
- 6、施政方針演説
- 7、おわりに

<注>

* 資料① 東久邇宮稔彦首相の施政方針演説（1945年9月5日）

② 幣原喜重郎首相の施政方針演説（1945年11月28日）

1、はじめに

我が国は1945年8月15日、いわゆる「アジア・太平洋戦争」で敗戦を余儀なくされた。そこで、皇族であり軍人でもあった東久邇宮稔彦を首班とする東久邇宮内閣が8月17日に発足。この内閣の当面の任務は、国内秩序の維持と連合国軍の日本本土進駐の受け入れを準備することであった⁽¹⁾。

越えて9月2日には、米艦ミズリー号上において日本の降伏分書への署名が行われ、また、同日、敗戦後最初の帝国議会である第88回臨時議会が召集され、9月5日、東久邇宮首相は施政方針演説を行った。

その内容は、「帝国の直面する現下の難局を克服し、総力を将来の建設に傾け、もって聖憲を安んじて奉らんと存ずる」という言葉で始まり、「我々は今こそ総懺悔し、・・・帝国将来に進運を開くべき」となっており、そして最後に、「全国民が一つ心に融和し、挙国一家、力を遣わせて、不断の精神努力に徹しますならば、私は帝国の前途は懸て洋々として開け輝くことを固く信じて疑わぬものであります」、と結んでいた。

『朝日新聞』はこの施政演説について、“新生へ精進努力 銘せよ我が民族の底力” 一萬邦共栄 文化日本を再建設、という見出しをつけ、その上で「国民生活安定の全力」をと謳っている⁽²⁾。

東久邇宮首相の演説で問題となったのが、いわゆる（国民1億）「総懺悔」論であった。後述するように、敗戦について、軍人や政府関係者が懺悔するのは当然といえた。しかしである。戦時下で苦しんだ国民すべてが総懺悔するとは、一体何ごとだという批判がわき、到底納得のいくものでなかった⁽³⁾。

進駐してきた「連合国軍最高司令官総司令部

（GHQ）」の最高司令官であったダグラス・マッカーサー元帥は、日本の非軍事化と民主化を急速に進めたものの、東久邇宮内閣はその流れについていけず、10月2日、終戦処理事務の完了を理由にあげて突如総辞職し、これに代わって、10月9日、元外相の幣原喜重郎内閣が発足した。幣原内閣の使命は、GHQとの折衝を通じて占領政策を遂行し、民主国家として再生するための基盤を整備することであった⁽⁴⁾。

幣原内閣はマッカーサー元帥の指示のもとで、一連の民主的改革・公職追放を実施し、帝国憲法改正の準備を進めた。そうした中で、召集された第89回帝国議会の冒頭11月28日、幣原首相の施政方針演説が行われた。

幣原首相は冒頭部分で、「此の際国民は屈せず、迷わず、終始正義公平の規準に則り、新日本の建設の努力することが我々の進むべき唯一の目標であり、是こそ我が国運の前途に一条の光明を与える燈台でありましょう」と述べ、そして最後に「大東亜戦争敗績の原因及び実相を明らかに致すますことは、之に際して犯したる大いなる過ちを、将来に於いて繰り返すことのない為に必要であると考えますが故に、内閣部内に大東亜戦争調査会を設置致しまして、右の原因及び実相の調査に着手することと致しました」、と表明した⁽⁵⁾。

幣原首相の演説について、『朝日新聞』は「“人心を制するは銃剣に非ず徳義”」であるとの見出を付した上で、食料解決に施策集中せよ、と報じている⁽⁶⁾。

幣原首相が施政方針演説の中で指摘し、議会冒頭で問題となったのが、いわゆる「戦争責任論」である。軍人・政府関係者はもとより、財界人、議会人もその対象になり、それは、衆議院の解散・総選挙とも絡んで、勢力拡大を図ろうとする諸政党にとって、大きな問題となった⁽⁷⁾。

幣原内閣はマッカーサー元帥の指示に従い、民主的改革・公職追放を実施するとともに、憲法改正の準備を進め、天皇制の維持に務めた。幣原首相は、翌1946年1月、天皇のいわゆる「人間宣言」を準備し、また4月には、新選挙法による戦後最初の総選挙を実施した。しかし、過半数を制する政党が存在せず、政局不安定のまま4月22日、幣原内閣は総辞職を余儀なくされた。

本章では、1945年の後半、すなわち、8月15日以降、敗戦後の日本の政治状況を紹介し、その上で、東久邇宮内閣と東久邇宮首相の施政方針演説について、次いで、幣原内閣と幣原首相の施政方針演説について検討し、この年の政治の一端を明らかにする。

2、1945年後半の政治状況

「アジア・太平洋戦争」で破滅的打撃を受けた我が国は、1945年8月15日、ついに敗戦を迎えた。以後1952年4月28日に「サンフランシスコ講和条約」が発効するまで、およそ7年間近く、連合軍の支配下に置かれることになった。占領軍側の中で中心的位置を占めたのは、日本軍と戦った米国であり、そのため米国の対日政策がほぼそのまま連合軍側の占領政策となった。

既に述べたように、GHQのマッカーサー元帥は1945年8月30日厚木飛行場に到着し、そして9月2日には、東京湾沖の米戦艦「ミズリー号」上で日本降伏の調印式に臨み、GHQを皇居前の第一生命ビル内に置き、日本の非軍事化と民主化を強力に促進した。

マッカーサー元帥は10月4日に、いわゆる「自由の指令」を、また、10月11日には「五大改革」を指示。その上で、日本軍の解体や占領体制の整備を進め、戦争犯罪者の告発を行う一

方、他方で、農地改革、財閥解体、経済集中排除、国家と神道の分離、および公職追放などの民主化を促した⁽⁸⁾。

こうした中で、戦時中に沈黙を余儀なくされていた政党や政治家たちが一斉に声を上げてきた。日本社会党、日本自由党、日本進歩党、日本協同党が結成され、また、日本共産党が合法化、さらに、婦人参政権を認めるよう衆議院議員選挙法を改正した。ただ、敗戦後、民主化が進展する中で、帝国議会は戦時中の「翼賛選挙」で選出された議員で構成されていた。戦争中の議員組織は解体され、新しい政党へと再編されつつあった。確かに、議員の中には、戦争責任を感じて辞職する者もいたものの、総じて議員側の動きは鈍かった。敗戦処理を使命とした東久邇宮内閣に続いて、10月9日に発足した幣原内閣の課題の一つは、旧来の帝国議회를刷新し、新たな基盤の下で選出された議会＝国会を作りだすことにあった⁽⁹⁾。

周知のように、連合軍による対日占領管理はGHQのマッカーサー元帥があたり、その権限は天皇を含む日本政府の行政機構を通じて「間接的」に行使された。しかし、それは、米国の占領目的を満足に促進する限りにおいてであって、連合軍の命令は、指令、覚書、および書簡などの形で直接、日本政府に伝達されたのである⁽¹⁰⁾。

こうした状況の中で、GHQによる戦犯容疑者の追放が9月11日に、東條英機元首相の他38人に逮捕状という形で発せられ、また、12月1日には、梨本宮他58人、続いて6日には、近衛文麿元首相、木戸幸一元内大臣ら9人にも逮捕状が出され、戦犯追及の手が天皇にまで及ぶか否かが懸念された⁽¹¹⁾。

GHQのマッカーサー元帥から発せられた当初の指令の中で最も重要なものに、10月4日に発表された、いわゆる自由の指令＝「政治的、

市民的及び宗教的自由の制限の除去に関する覚書」がある。これは、思想・信教・集会・言論の自由に対する制限を目的とした法令（天皇制および政府に対する自由な論議の制限を含む）の廃止、政治犯の全員釈放、政治警察の廃止、内務大臣および警察局長以下全国警察首脳、特高警察職員、保護観察職員などの罷免、を要求したものだ⁽¹²⁾。

実際、この覚書によって、内務大臣をはじめ数千人の官吏が罷免された一方、他方で、10月10日には、徳田球一、志賀義雄など共産党首脳ら約5,000人に上る政治犯が釈放され、また、10月13日には、国防保安法、軍機保護法、言論出版集会結社臨時取締法が、続いて10月15日には、悪名高き治安維持法、思想犯保護観察法などが廃止されたのである⁽¹³⁾。

上で述べたように、東久邇宮内閣は10月4日の「自由の指令」で大きな打撃を受け、終戦事務が一段落し、内閣の任務が完了したという趣旨の声明を出し、翌5日に突然総辞職。後継首相については、6日、天皇から元外相の幣原喜重郎に大命が下り、9日、幣原内閣が発足した⁽¹⁴⁾。

幣原首相は組閣の翌日の10月10日、マッカーサー元帥を訪問。会見の席上で、マッカーサー元帥は幣原首相に対して、口頭で次の5項目からなる大改革を要請した。すなわち、①選挙権付与による婦人解放、②労働組合結成の奨励、③学校教育の自由化、④秘密審問司法制度の撤廃、⑤経済機構の民主化の、5つである。

①については、12月17日に成立した衆議院議員選挙法改正案で、満20歳以上の女性にも選挙権を付与。②については、18日に成立した労働組合法により労働組合が組織。③については、GHQが10月22日に「日本の教育制度の管理に関する覚書」、10月30日の「教職員の調査、資格および証明等に関する覚書」で、軍国

主義的国家主義的教育の禁止および教育者の追放、審議機構などを指令。④については、GHQが12月15日に「国家神道に対する政府の保護、支援、保全、監督および公布の廃止に関する覚書」を出し、秘密審問廃止に関しては、国防保安法などの廃止によって達成された。また、⑤についても、一連の覚書により、財閥解体と農地改革が推進された⁽¹⁵⁾。

マッカーサー元帥は10月4日、面談した近衛文麿元首相に対して、帝国憲法の改正が必要である旨を示唆し、また、10月11日に会見した幣原首相にも帝国憲法の改正を迫った。そこで、政府は10月12日、閣議で松本蒸治国務大臣を主任とする、帝国憲法改正の研究に着手することを決定し、10月25日、憲法問題調査会を設置した⁽¹⁶⁾。

戦時中の体制を引きずっていた政党は、戦後間もなく解散を余儀なくされ、翼賛議員同志会が9月6日、大日本政治会が9月14日、各々解散。一方、戦時中新体制運動で解党していた諸政党が続々と復活した。非合法化されていた日本共産党が10月4日に活動を開始、また、旧社民系、旧日労系、旧日本無産党系の革新勢力が11月2日に大合同し、日本社会党を結成した（書記長は片山哲、委員長は空席）。

このような動きに対して、11月9日、旧政友会の非翼賛議員が中心となり、日本自由党を結成し、鳩山一郎が総裁に就任した。さらに、同16日には、旧政友会の革新派と旧民政党系の議員などにより、日本進歩党が結成され、町田忠治が総裁に就任した。その他に、11月26日、無所属倶楽部、また12月18日、日本協同党が各々結成された⁽¹⁷⁾。

それでは、国民生活の方はどのように状態であったのか。その実態は、物心ともに不安のどん底にあった、といえる。戦争による直接的な被害はもとより、食糧難、住宅難、インフレ、

および大量失業などにより、我が国の社会は完全にマヒ状態にあった。特に、食料事情は厳しく、終戦直後に収穫期を迎えた1945年産米の推計量は587万トンに留まり、それは、1939年の最大産米量の1,035万トンの僅か57%に過ぎなかった。単に米だけでなく、麦、イモ類、雑穀類まで統制の対象となり、一人当たりの配給基準量は1日297グラムとされた。だが、これを米のみで賄うことが出来ず、麦類、小麦、サツマイモ、ジャガイモ、大豆、大豆カス、およびトウモロコシなどの代用食を含めてようやく満たす有様であった。そのため、各地で餓死者が続出、食糧難打開のために、11月1日には、日比谷公園で餓死者対策国民大会が開かれた。これが翌年春の「米よこせ大会」、「食糧デモ」、および「食糧メーデー」へとつながっていく⁽¹⁸⁾。

3、東久邇宮稔彦内閣

既述のように、敗戦の翌日の8月17日、東久邇宮稔彦内閣が発足し、史上初めての皇族内閣の役割は、全戦線にわたる日本軍の武装解除と復員の円滑を期すものであった⁽¹⁹⁾。確かに、この皇族内閣は、激動期における沈静的役割を演じ、皇室の権威を背景とした戦後処理内閣として、終戦から占領政策時代への過渡的使命を果たした⁽²⁰⁾。ただ、東久邇宮稔彦首相は政治的経験が皆無であったので、内閣には副総理として近衛文麿元首相を、また、書記官長には元朝日新聞社の副社長であった緒方竹虎を据えて支えた。東久邇内閣の基本的立場は、東久邇首相自身、政治家として素人に過ぎなかったため、政治上の運営について経験者に相談して対処せざるを得なかった⁽²¹⁾。

こうした中で、GHQから戦時指導者に対する戦犯容疑者として追及が開始されるや、内閣の間で足並みが乱れ、東久邇宮首相は重光薫外

相を更迭し、後任に吉田茂を任命した。既述のように10月4日には、GHQから内務大臣の罷免、特高警察の廃止を要求する指令が出され、これに大きな打撃を受けた東久邇宮内閣は5日、終戦事務が一段落したことを名目に総辞職を決定したわけである⁽²²⁾。

東久邇宮稔彦は1887年12月3日、東久邇宮朝彦の第9男子として出生、1906年、東久邇宮を創設。1915年、明治天皇の第9女子聡子と結婚。陸軍幼年学校、士官学校、および陸軍大学を卒業後、仙台の第29連隊等に勤務。1920年、フランスに留学、滞在7年。帰国後、第2・第4師団長、陸軍航空本部長を経て、第2軍司令官として華北に出征したものの、病気で帰国。1940年、太平洋戦争勃発した時、新設の防衛総司令官に就任。皇族の中では、リベラル派とされ、開戦前にも首相候補に上がったこともあり、戦前から自由主義者で戦争に批判的であったと主張していた。だが、戦争反対や早期終戦のために活動したわけではなかった⁽²³⁾。

4、施政方針演説

敗戦後はじめての帝国議会である第88回臨時議会は9月1日に召集、4日と5日の両日開催された。5日には、衆議院と貴族院において、東久邇宮首相の施政方針演説が行われた。だが、その内容は、終戦に至る経緯の概要が大きな部分を占め、次いで、現下の時局状況に対する政府の認識が披露され、そして最後に、今後の対応策が提示されていた。これに対して、衆議院本会議において、野党から太平洋戦争の敗戦、立憲政治の復活、政治活動取り締まりの廃止、食糧問題、およびインフレ対策について質疑があった⁽²⁴⁾。

東久邇宮首相が行った施政方針演説の基調は、「大詔はすでに下った。われわれは臣下として

は、承詔必謹、挙国一家、整齊たる秩序のもとに新たなる事態に処さなければならない。このたびの終戦はありがたき御仁慈の大御心に出たものである」というもので、その核心は「敗戦のよって来るところは一にしてとどまらない。前線も銃後も、軍も官も民も、いまこそ総懺悔し、過去をもって将来の戒めとし、心を新たにしておのおのその本分を尽くすべきである」と述べて、いわゆる“総懺悔”論を展開したことである⁽²⁵⁾。

しかし、総懺悔論については、「国民の道義の低下という指摘に共鳴するものもあったが、他方でこれまで政府指導者にしたがって戦勝を目指してやってきたのに、敗戦の責任を民衆におしつけることは、不都合だという批判も強く、責任ありとせば為政者、官僚が負うべきだという声も強くあがってきた」。戦争敗因の追及は、その後の政治展開に大きな影響をもたらした⁽²⁶⁾。

東久邇宮首相の演説に対して、衆議院では東郷實（大日本政治会）による代表質問がなされた。なお、貴族院では慣例に従い質疑は行われなかった。東郷議員は、次のように質した。

「このたびの戦争の最大の要因は、軍部による極端な独断的政治支配と、政治に優位する行政のあり方にあったのではないか。この際立憲的責任政治を本然の姿に戻さねばならない。国民の政治的活動を疎外する戦時立法は速やかに改廃されなければならない。戦時統制に要した膨大な官庁人員は整理すべきだ。また地方自治の思い切った復興は焦眉の急である。これらの件について政府の所見はどうか」。

これに対して、東久邇宮首相は質疑の点はおおむね急所をついており、自身も大体同様に考えている、また、御趣旨の点を今後の施策の上に実現し、非常時に対処して、今後の施策に万遺憾なきを期したいと、答弁した⁽²⁷⁾。

『朝日新聞』は「社説：首相宮殿下の大抱負」と見出しをつけて、東久邇宮首相の施政方針演説を終始一貫して褒め称えており、敗戦後まだ3週間に過ぎない段階で、いまだマスコミも「旧体制」の感覚から脱皮できていなかったようだ⁽²⁸⁾。

それでは、東久邇宮首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係、はどのようにになっているのか。

①の首相演説の特色は、総体的に昭和天皇への感謝の言葉に終始し、国民を「臣子」と呼ぶなど古い体質が散見される。また、自身が皇族の一人であったので、敗戦に至る昭和天皇の決断を重視している。概要は「敗戦を将来の誠に」、「海陸の輸送半減」、「航空機燃料逼迫」、「海空勢力に大損耗」、「空襲の災害の甚大」、「宣言を誠実に履行」、「国民の負担は加重」、および「選国一家で建設へ」の7つから構成。②については、1945年に入り、戦局は好転せず、全ての生産分野が困窮していると報告。③については、終戦に伴い新たな決意＝“総懺悔論”が展開されている。繰り返しとなるが、そのさわりの部分は以下のようなものである。

「敗戦の因来る所は固より一にして止まりませぬ。前線の銃後も、軍も官も民も総て、国民悉く静かに反省する所がなければなりませぬ。我々は今こそ総懺悔し、神に御前に一切の邪心を洗い浄め、過去を以って将来の戒めとなし、心を新たして、戦いの日にも増したる挙国一家、相授け相携えて各々其の本分に最善をつくし、来るべき苦難の途を踏み越えて、帝国将来の進運を開くべきであります」⁽²⁹⁾。

④については、厳しい状況の中で、次のような対応策を示している。(イ)活発なる言論と公正なる輿論により国民の間に建設的な機運を盛り上げらせる。そのため最近機会に「言論出

版結社臨時取締法」を撤廃する、(ロ) 復員された軍人および産業要員の援護厚生に万全の策を講じる、とくに軍人遺族および傷痍軍人の援護に力をつくし、戦災者、殉職者の援護についても全力を傾倒する。その他 (ハ) 国民生活の安定、(ニ) 食糧対策、(ホ) 住宅対策、(ヘ) 衣料対策、(ト) インフレ対策、(チ) 失業問題、(リ) 及び教育文化の建設、産業の奨励復旧等についても全力を挙げて迅速に邁進する。最後の⑤については、米英など連合国についての言及はあるものの、特定の国などへの直接的な指摘は見当たらない。

5、幣原喜重郎内閣

既述のように、GHQは1945年10月4日、いわゆる「自由の指令」を発した。だが、東久邇宮首相はこれを実行することができず、総辞職。その後を継いだのが、外務省出身で元外相の幣原喜重郎に他ならない。幣原は戦前から、いわゆる「親英米派」として知られており、GHQ側も幣原の首相就任を内諾していた、という⁽³⁰⁾。

幣原内閣では、吉田茂外相などが留任、吉田は幣原が外相時代に外務次官を務めており、親しい関係にあった。長らく政界を引退していた74歳の老首相に代わり、吉田外相(67歳)が占領軍との交渉にあたることになり、そのため、吉田は閣内第一の実力者となった⁽³¹⁾。

組閣では、幣原首相はGHQとの関係の調整をはかる吉田外相を留任させて上で、内閣の要となる書記官長には内務官僚出身の貴族院議員であった次田大三郎を据えた。組閣はこれら三者の間で過去の経歴で戦争責任者と見られる地位にあったものを入閣させないという基本方針を確認した上で選考を開始。新入閣者で注目を集めたのは法曹界の権威である松本丞治と弁護士の高橋渡である。問題は、幣原内閣が議会で

基盤を有する内閣ではなかった点である。つまり、議会の主役である政党・会派に基礎を置いていなかった、ことだ⁽³²⁾。

首相に就任した幣原喜重郎は1872年8月11日、大阪府に生まれた。第3高等中学を経て、東京帝国大学卒。外交官及び領事官試験に合格。ワシントン会議当時は駐米大使として活躍。1924年、加藤内閣の下で、外相として入閣。その後若槻内閣、浜口内閣、および第二次若槻内閣でも引き続いて外相に就任するなど、日本外交界の長老であった。

外相時代の幣原の基調は「幣原外交」と言われ、対英米協調外交を特色とし、軍部からは「軟弱外交」だと批判を受けるなど、満州事変勃発後は時流の外に置かれていた。以後、幣原は戦時色を強める政界から退き、一介の貴族議員としてアジア・太平洋戦争期を過ごした⁽³³⁾。

幣原首相は、組閣に際しての談話で8つの施政重点項目を明らかにしたものの、直ちに帝国憲法の改正が日程に上がってきた。既に述べたように、それを最初に示唆したのが、マッカーサー元帥である。それを受けて、内大臣御用掛の近衛文麿元首相が改正案の準備に取り掛かっていたが、他方で、政府側も別個に調査を開始し、10月13日、松本蒸治國務相を主任とする「憲法問題調査会」を発足させた⁽³⁴⁾。

6、施政方針演説

GHQが占領政策を明確にし、政党の再編成が進む中で、11月26日、第89回臨時帝国議会が召集され、会期は12月18日までであった。前の第88帝国議会が東久邇宮内閣による、いわゆる「終戦の経緯報告」の形で終わったので、この議会が敗戦後実質的な審議を行った最初の議会となった。ちなみに、召集日当日の衆議院における政党会派の勢力は、進歩党が272人、

無所属倶楽部が92人、自由党が45人、社会党が15人、無所属が2人、そして欠員は40人であった⁽³⁵⁾。

幣原首相は11月28日に施政方針演説を行い、冒頭で「此の際国民は屈せず、迷わず、終始正義公平の規準に則り、新日本の建設に努力することが我々の進むべき唯一の目標であり、是こそ我が国運の前途に一条の光明を与える燈台でありましょう」と訴え。ポツダム宣言で要求された「民主主義的傾向の復活強化」に関連して「先ず議会をして国民の総意を正しく反映する機能を發揮し得せしめなければならず、そのために「全然自由公正なる選挙を俟つ他ない」。そこで現行の衆議院議員選挙法はこの見地からより検討して、同法の改正を行う。これが臨時議会召集の主な理由である、と説明した。そして、「最後に大東亜戦争敗績の原因及び実相を明らかに致すすることは、之に際して犯したる大いなる過ちを将来に於いて繰返すことのない為に必要であると考えますが故に、内閣内部に大東亜戦争調査会を設置致しまして、右の原因及び実相究明に着手することと致しました」、と述べた⁽³⁶⁾。

議会冒頭から問題となったのが、いわゆる「戦争責任問題」である。実は、この問題は前の第88帝国議会でも取り上げられており、質疑に立った衆議院議員の東郷實（大日本政治会）は「今次敗戦の最大の敗因は、政治が軍と官僚によって独断せられ政治に責任を持たざるものが政治を支配し、責任の所在を不明ならしめた結果である」、と指摘していた。また、芦田均議員（無所属）は提出した質問書の中で、「政府は大東亜戦争がなぜ不利に終結したと考えるのか。その原因はどこにあると考えるのか、その責任の所在を明らかにするためにいかなる措置をとろうとしているのか」、と問うた⁽³⁷⁾。

続く第89帝国議会においても、戦争責任追

及の問題が一段と激しさを増し、幣原首相の施政方針演説に対する衆議院本会議での質疑の中で、斎藤隆夫議員（進歩党）がこの問題に関して次のように追及した。

「次に戦争責任の問題であるが、総理は国民全部に責任があるといわれるが、自分の意見では、東條と近衛の両氏に責任があると思う。支那事変がなければ今次戦争はない、戦争の責任が東條大将にあれば、支那事変の責任は近衛公にある。無力な汪精衛を引き出してきた事実、三国同盟を結んだ事実、これらは米英への挑発といわねばならない。・・・総理は戦争の責任を国民に負わせているが、農民は米を出せば米を出した。しかし負けた。政府は農民をだました。当然責任を負うべきものがあるのに、これを放置して国民に責任を負わせるのは如何なる理由だ。

次に陸軍大臣に対して質問したい。・・・此の際我が国においてはどのようにして軍国主義を未然に防ぎ得なかったか。この点について軍部大臣が十分説明する義務がある」。

これに対して、幣原首相は「特定の者を戦争責任者とするについては、政府として言明するのは適当ではない。国民の間で血で血を洗うごときは適当ではない。自ら責任を感じてやるものにはその方法を容易たらしめる措置を考慮してある」と答えた。一方、下村陸相は「民主主義に関する軍人の考えが間違っていた。さらに許すべからざることは、軍の不当なる政治干渉である。この結果、国家を重大な結末に導いたことは何とも申し訳がない。陸軍の最後にあたり、全国民に衷心からお詫びを申し上げる」、と謝罪した⁽³⁸⁾。

『朝日新聞』は芦田首相の施政方針演説について、「社説：首相の示した所信」の中で、「何はともあれ、首相の示した所信らしい所信としては、下記の箇所のみで、他は、重要政策のい

わば技術的羅列であって、いずれも、当たり前のことを、当たり前に述べたというだけで、その個々について、新たに論じ直すべき箇所は見当たらない」と強く批判した。

ただ、大事なことは、「結局に於いて世界の人心を制し、国内および国際関係の羅針盤たるべきものは、銃剣のと力ではなく、徳義の力であり、合理的精神の支配でなければなりません」となし、国民に対して「屈せず、迷わず、終始正義公正の規準に則り、新日本の建設に努力」すべきことを求めた箇所であろう⁽³⁹⁾。

それでは、幣原首相の施政方針演説について、①全体の特色と概要、②現状認識、③公約・理念、④課題への対策、および⑤諸外国との関係などは、どのようになっているのであろうか。

①全体の特色は、既に述べたように、国民の生活対応への言及が大部分を占めていることだ。概要は、「食糧解決に施策集中する」と指摘した上で、「公民教育を振興」、「民生の安定に全力」、「在外同胞救済対策」、「1億5千万坪復興へ」、「所得の不均衡是正」、および「發揮せよ建設誠心」、と謳っている。そのために、②現状認識として、根本的な教育刷新、とくに社会教育の画期的な強化を目指し、次いで、国民生活定のための食糧問題、住宅問題、失業対策について政府が取るべき対策の必要性を説いている。③公約・理念に関しては、議会制民主主義復活の重要性を指摘した上で、選挙法の改正を促している。④課題への対策については、国民生活の安定のために、食糧解決に施策を集中し、戦争犠牲者の救援、戦災地の復興を早急に促進すべきこと、を強く訴えている。最後に⑤諸外国との関係について、特に外国への言及はない。

7、おわりに

本論で取り上げた議員の戦争責任の問題については、議会で意見が対立し、紛糾したあげく、日本自由党が提出した「議員の戦争責任に関する決議案」の方は否決され、その代わりに日本進歩党が提出した「戦争責任に関する決議案」が賛成多数で可決した。前者は、戦時議会の指導者の責任を問うもので、後者は、軍閥官僚や政界、思想界の一部の責任を問えつつ、立法府の自粛自戒の意思を表明するものであった⁽⁴⁰⁾。

ともあれ、敗戦以来各層各界にあつて、戦争責任の明確化が唱えられ、軍部、官僚、および財界などがふるいに落とされる中で、議会と議員の戦争責任の方はなおざりにされていた感があつた。それだけに、議会が自ら再構成するためには、議会自身が戦争責任を明確にすることが不可欠であつた、と思われる。

第89帝国議会は、衆議院議員選挙法改正案、改正農地調整法案、および労働組合法案などを成立させた上で、12月18日、衆議院を解散した。世にいう「GHQ解散」である⁽⁴¹⁾。

敗戦の現実およびGHQ支配下という史上類をみない事態に直面した、国民は物資両面で苦渋を余儀なくされていた。こうした中で登場した、東久邇宮内閣と幣原内閣は、議会で多数派に基盤を置くものでなく、そのため、GHQのマッカーサー元帥が促進する民主化政策についていくことが出来なかったのだ。それを象徴したのが、東久邇宮首相の「一億総懺悔」論であつたし、また、幣原首相の「戦争責任」論に他ならない。しかし、二つの内閣は、敗戦直後、それに十分対応できないままに退陣を余儀なくされた。東久邇宮内閣の在職日数は、僅かに54日間と史上最短を記録した⁽⁴²⁾、一方、幣原内閣の方も8カ月という短命内閣に終わった。

〈注〉

- (1) 古屋哲夫〔2009年〕「第43代 東久邇宮稔彦内閣」鳴海清編『歴代内閣・首相事典』吉川弘文館、425頁。東久邇宮内閣の役割は、平和のうちに日本を武装解除すること、つまり陸海軍の復員をやることだった。これをとにかくやった。それから天皇制を護持するという目的もだいたい見通しがついた。それから飢え死にをしない程度の食糧の確保もできた。あとは日本の建設とか復興とかは自分の不得手なところでもあるし、次の内閣でもいいと（長谷川峻〔1987年〕『東久邇宮政権・50日』行研、247頁）。
- (2) 『朝日新聞』1945年9月6日、元産経新聞政治部長の今井久夫によれば、東久邇宮首相は、敗戦に至る実情の報告、それから日本再建のための8項目を国民に指し示しており、また、施政方針演説は大蔵省の酒井が執筆し、施政方針演説をつくる過程で、陸軍省から「敗戦」という言葉でなく「終戦」という用語を使うべきというクレームがかった、という（長谷川、同上『東久邇宮政権・50日』148~149頁）。
- (3) 天川晃〔1981年〕「第43代 東久邇宮内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録 5』第一法規、13~15頁。
- (4) 熊本史雄〔2021年〕『幣原喜重郎—国際協調の外政家から占領期の首相へ—』中央公論社、202—203頁。幣原にとってもっとも深刻だったのは、憲法改正よりも天皇制擁護問題だった、という（同上、207頁）。
- (5) 田勢康弘〔2015年〕『1945~2015 総理の演説—所信表明・施政方針演説の中の戦後史—』バジリコ株式会社、25、30頁。
- (6) 『朝日新聞』1945年11月29日。
- (7) 天川晃〔1996年〕「敗戦後の帝国議会」内田健三・金森左門・古屋哲夫編『新版、日本議会史録 4』第一法規、91~92頁。
- (8) 古屋哲夫〔2009年〕「第44代 幣原喜重郎内閣」前掲書、鳥海清編『歴代内閣・首相事典』431~432頁。
- (9) 藤本一美〔2002年〕『戦後政治の争点』専修大学出版局、17~18頁。
- (10) 内田健三〔1994年〕『戦後宰相論』文芸春秋社、11頁。GHQが間接統治を採用したのは、本土決戦が避けられ、中央および地方の行政組織が残存していたので、日本政府を通じて間接統治としたほうがベターだと判断したからであろう（同上、14頁）。
- (11) 天川晃〔1981〕「第44代 幣原内閣」、前掲書、林・辻編『日本内閣史録 5』、50頁。米国による「天皇制」残置の決断が占領権力に対して（国民が）隠忍・恭順する理由の一つを与えたのは否めない（原彬久〔2020年〕『戦後日本を問いなおす—日米非対称のダイナミズム—』ちくま書房、29頁）。（）内は引用者。
- (12) 天川、同上「第43代 東久邇宮内閣」『日本内閣史録 5』23頁。
- (13) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』19頁。
- (14) 天川晃は、東久邇宮内閣の退陣について「総司令部から不信を買い、国内の“官僚の消極的抵抗”の狭撃の中で東久邇宮内閣は総辞職にいたったのである」と述べて、降伏文書の調印という終戦事務が一段落した時点ですでに始まっていたことを指摘している（天川、前掲書「第43代 東久邇宮内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』24頁）。
- (15) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』19~20頁。
- (16) 〔1990年〕『議会制度百年史 帝国議会史、下巻』衆議院・参議院、800~801頁。
- (17) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』20~21頁。
- (18) 前掲書『議会制度百年史 帝国議会史、下巻』801~802頁。
- (19) 同上、789頁。
- (20) 〔1994年〕「第四十三代、東久邇宮内閣」『日本の内閣』国政問題調査会、237頁。後年、東久邇宮は総理大臣を引き受けた理由について、「こういう国難に当たってわれわれ皇族が出るということは、平常国家国民から優遇された皇族の、恩に報いる時だとも考え、お受けしたわけであります」と述べている（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』221頁）。
- (21) 天川晃〔2005年〕「東久邇宮内閣」佐々木毅他編『増補新版戦後史大事典』三省堂、765~766頁。村浩昭〔2013年〕「東久邇稔彦」御厨貴編『増補新版 歴代首相物語』新書館、146頁。
- (22) 前掲書『議会制度百年史 帝国議会史、下巻』799頁。
- (23) 藤原彰〔2009年〕「東久邇宮稔彦」前掲書、

- 鳴海清編『歴代内閣・首相事典』426頁。
- (24) 藤本、前掲書『戦後政治の争点』22頁。東久邇宮首相は、今まで国民一般に極秘にされていた陸海軍の損害はもちろん、わが国全般にわたる驚くべき欠陥を議会で報告するつもりであった。そこで、閣議において、各省大臣に一切の秘密を国民の目の前に知らせることを要求した（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』165～166頁）。
- (25) 総懺悔は既に、東久邇宮首相が8月28日、内閣記者会見の席で日本の敗戦の原因を述べた時、「この際、全軍、官、民と国民全体が徹底的に反省し、懺悔しなければならない。わが国再建の第一歩であり、国民団結の第一歩であると信じる」、という言葉で示されていた（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』179～180頁。天川、前掲書「第43代 東久邇宮内閣」林・辻編『日本内閣史録 5』13頁）。
- (26) 同上、15頁。天川、前掲書「敗戦後の帝国議会」内田・金森・古屋編『新版 日本議会史録 4』82頁。一億総懺悔が政府側から強調されたため、戦争責任の国民への転嫁だという批判をまねいた（雑喉潤〔2013年〕「一億総懺悔」前掲書『戦後史大事典 増補新版』32頁）。
- (27) 「責任政治の確立」『朝日新聞』1945年9月6日。前掲書『議会制度百年史 帝国議会史、下巻』793-794頁。
- (28) 「社説：首相宮殿下の大抱負」『朝日新聞』1945年9月6日。なお、朝日新聞は社説の中で、「殿下の仰せられる総懺悔こそは、かの御聖文における君臣誓約の大精神にそのまま合致するものと見て差し得なからう」と、いわゆる「一億総懺悔」を肯定している。
- (29) 田勢、前掲書『1945～2015 総理の演説—所信表明・施政方針演説の中の戦後史』18頁。
- (30) 天川、前掲書「第44代 幣原内閣」、林・辻編『日本内閣史録 5』33～34頁。田勢、前掲書『1945～2015 総理の演説—所信表明・施政方針演説の中の戦後史』24頁。
- (31) 古屋、前掲書「第四十四代 幣原内閣」『日本の内閣』241頁。
- (32) 天川「第44代 幣原内閣」前掲書、林・辻編『日本内閣史録 5』36～37頁。
- (33) 白井勝美〔2009年〕「幣原喜重郎」前掲書、鳴海編『歴代内閣・首相事典』432～433頁。幣原については、熊本、前掲書『幣原喜重郎』が新しい視点を提供している。
- (34) 「第四十四代 幣原喜重郎内閣」前掲書『最新歴代内閣総覧』154頁。
- (35) 天川、前掲書「敗戦後の帝国議会」内田・金森・古屋編『新版 日本議会史録 4』91頁。
- (36) 田勢、前掲書『1945～2015 総理の演説—所信表明・施政方針演説の中の戦後史』25、26、30頁。
- (37) 「責任政治の確立」『朝日新聞』1945年9月6日。藤本、前掲書『戦後政治の争点』23頁。
- (38) 「国民に責任ありや、戦争犯罪人は東條、近衛両氏」『朝日新聞』1945年11月29日。
- (39) 同上。
- (40) 天川、前掲書「敗戦後の帝国議会」内田・金森・古屋編『日本議会史録、4』92頁。
- (41) いわゆる「戦争責任」については、さしあたり鶴見俊輔〔2005年〕「戦争責任」前掲書『増補新版 戦後史大辞典』535～537頁を参照。また、GHQ解散については、藤本一美・酒井慶太〔2016年〕『衆議院解散・総選挙一決断の政治』志學社、13～20頁を参照されたい。
- (42) ちなみに、東久邇宮は内閣総辞職について、日記の中で次のように述べている。「現在の状況では内閣独自の考えでは何事もすることができない。万事、連合軍司令部の指令にもとづいてしなければならない。敗戦国日本としては止む得ないことといいながら、こんなことでは、今後、内閣が続いても何事もなし得ないだろう。今後は英、米をよく知っている人が内閣を組織して、連合軍と密接な連絡のもとに政治を行うのが適当であろう。これらの理由で、内閣総辞職するのがよいという結論に達した（長谷川、前掲書『東久邇宮政権・50日』217頁）。

* 資料

① 東久邇宮稔彦首相の施政方針演説（1945年9月5日）

稔彦、先に組閣の大命を拝し、国家非常の秋に方り重責を負うことになりました、真に恐懼感激に堪えませぬ。

茲に第八十八回帝国議会に臨み、諸君に相見え、今次終戦に至る経緯の概要を述べまして、現下困難なる時局に処する政府の所信を披瀝しますことは、私の最も厳肅なる責務であると考えます、畏くも 天皇陛下に於かせられましたは、昨日開院式に親臨あらせられ、特に優渥なる勅語を賜りました、洵に恐懼感激に堪えませぬ、私は諸君と共に有難き御聖旨を奉体し、帝国の直面する現下の難局を克服し、総力を将来の建設に傾け、以て聖慮を安んじ奉らんと存するのであります。

諸君、先に畏くも大詔を拝し、帝国は米英ソ支四国の共同宣言を受諾し、大東亜戦争は茲に非常の措置を以て其の局を結ぶこととなりました、征戦四年、顧みて萬感交々至るを禁じ得ませぬ、併しながら既に大詔は下ったのであります、我々臣子と致しましては飽くまでも承諾必謹、大詔の御精神の御諭しを体し、大御心に副い奉り、聊かも之に外れることなく、挙国一家、整肅たる秩序の下に新たなる事態に処し、大道を誤ることなき努力に生きなければならぬと思ひます。

此の度の終戦は一に有難き御仁慈の大御心に出でたるものであります、至尊御自ら祖宗の神霊の前に謝し給い、萬民を困苦より救い、萬世の為に太平を開かせ給うたのであります、臣子として、宏大無辺の大御心の有難さに、是程の感激を覚えたことはないのであります、我々は唯々感涙に咽びますと共に、斯くも深く宸襟を悩まし奉りましたことに対し、深く御詫びを申上ぐる次第であります。

恭しく惟いまするに、世界の平和と東亜の安定を念い、萬邦共榮を冀うは、肇国以来帝国が以て

不変の国是とする所、又固より常に大御心の存する所であります、世界の国家民族が、相互に尊敬と理解を念として、相和し、相携えて其の文化を交流し、経済の交通を敦くし、萬邦共榮、相互に相親しみ、人類の康福を増進し、益々文化を高め、以て世界の平和と進運に貢献することこそ、歴代の天皇が深く念とせられた所であります、洵に畏き極みであります、天皇陛下に於かせられましたは、大東亜戦争勃発前、我が国が和戦を決すべき重大なる御前会議が開かれました時に、世界の大国たる我が国と米英とが、戦端を開くが如きこととなりましたならば、世界人類の蒙るべき破壊と混乱は測るべからざるものがあり、世界人類の不幸之に過ぐることなきことを痛く御軫念あらせられました、御自ら 明治天皇の「よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわくらむ」との御製を高らかに御詠み遊ばされ、如何にしても我が国と米英両国との間に蟠まる誤解を一掃し、戦争の危機を克服して、世界人類の平和を維持せられることを冀はれ、政府に対し、百方手段を盡くして交渉を円満に纏めるようにとのご鞭撻を賜わり、参列の諸員一同、宏大無辺の大御心に、肅然として襟を正したと云うことを漏れ承って居ります、此の大御心は、開戦後と雖も終始変せらるゝことなく、世界平和の確立に対し、常に海の如く広く深き 聖慮を傾けさせられたのであります、此の度新たなる事態の出現に依り、不幸我が国は非常の措置を以て、大東亜戦争の局を結ぶこととなったのであります、是れ亦全く世界の平和の上に深く大御心を留めさせ給う御仁慈の思召に出でたるものに外なりませぬ。

至尊の聖明を以てさえも尚お今日の非局を招来し、斯くも深く宸襟を悩まし奉りましたことは、臣子として洵に申訳のないことでありまして、民草の上を是程までに御軫念あらせらるゝ大御心に対し、我々国民は御仁慈の程を深く胆に銘じて自肅自省しなければならぬと思ひます。

敗戦の因って来る所は固より一にして止まりませぬ、前線も銃後も、軍も官も民も総て、国民悉く静かに反省する所がなければなりません、我々は今こそ総懺悔し、神の御前に一切の邪心を洗い浄め、過去を以て将来の誠めとなし、心を新たに、戦いの日にも増したる拳国一家、相援け相携えて各々其の本分に最善を竭し、来るべき苦難の途を踏み越えて、帝国将来の進運を開くべきであります。

征戦四年、忠勇なる陸海の精強は、互寒を凌ぎ、炎熱を冒し、具さに辛苦を嘗めて勇戦敢闘し、官吏は寢食を忘れて其の職務に盡瘁し、銃後国民は協心戮力、一意戦力増強の戦域に挺身し、拳国一体、皇国は其の総力を挙げて戦争目的の完遂に傾けて参りました、固より其の方法に於て過ちを犯し、適切を欠いたものも少くありません、其の努力に於て悉く適当であったとは言ひ得ざる憾みもあります、併しながら凡ゆる困苦欠乏に耐えて参りました一億国民の此の敢闘の意力、此の盡忠の精神こそは、仮令戦いに敗れたりとは言え永く記憶せらるべき民族の底力であります。

然るにガダルカナル島よりの後退以来、戦勢は必ずしも好転せず、殊にマリアナ諸島の喪失以降、連合国軍の進攻は頓に其の速度を加うると共に、我が本土に対する空襲は次第に激化し、其の惨害は日を逐うて増大して来ました、既に海上輸送力の低下に依って相当の影響を受けて居りました軍需生産は、斯くの如き戦局の、一段の急迫と共に、本年の春頃よりは愈々至難を加え、一方戦争の長期化に伴う民力の疲弊亦漸く顕著ならんとし、終戦前の状況に於きましては、近代戦の長期維持は逐次困難を加え、憂慮すべき状況になったのであります、茲に其の概要を述べますれば、即ち本年五月頃の状況に於きまして、汽船輸送力は、船舶喪失量の増大と、数次に互る船腹の南方抽出等に依りまして、開戦当初の使用船腹の概ね四分の一程度を保持するに過ぎませぬでした、而も液体燃

料の不足と、連合国軍の妨害激化等に依りまして、運航能率は著しく阻碍せられ、殊に沖縄戦の終末以来、連合国軍航空機の威力の増大に伴い大陸との交通すら至難の状態となり、一方機帆船の輸送力も燃料不足と連合国軍の妨害に因って急激に減少し、新船の建造及び損傷船舶の補修亦意の如く進捗せず、海上輸送力の斯くの如き機能の低下は、戦力の維持に甚大なる影響を與うるに至りました。

鉄道輸送力の方面に於きましても、車両、施設等の疲弊に加えて、相次ぐ空襲に依り逐次に其の機能を低下し、動もすれば一貫性を失う傾向すらありまして、全体としての輸送力は本年中期以降に於きましては昨年度に比し、各般の努力に拘らず尚お二分の一以下に低減するを免れないものと予想せらるゝに至りました。

斯くの如き輸送力の激減に伴いまして、石炭其他工業基礎原料資材の供給は著しく円滑を欠くのみならず、南方還送物資の取得も殆ど不可能となり、之に加えて空襲に依る生産施設の被害の増大と作業能率の低下は、各産業に深刻なる影響を與え、工業生産は全面的に下向の一途を辿り、軍官民の努力にも拘らず是が速かなる改善は望み難き状況となったのであります。

鉄鋼の生産は開戦当初に比し約四分の一以下に低下し、鉄鋼に依存する鋼船の新造補給も爾後多くを期待し得ざる状況となりました、又所在資材の活用戦力化も、小運送力の低下、配炭の不円滑等の事情に依り、減退の一路を辿るようになりました。

石炭に付きましても、出炭実績は益々悪化するに加えて、陸海輸送力の大幅低下に依り、供給は逐次減少し、是が為め中枢地帯の工業生産は全面的に下向き、本年中期以降是等の地帯に於きましては相当部分運転休止を見るが如き由々しき事態の発生をすら予想せらるゝに至ったのであります。

又大陸工業塩の還送減少に伴い、ソーダ工業を

基礎とする化学工業生産は加速度的に低下するの已むなきに至り、是が為め本年中期以降に於きましては、金属生産は固より、爆薬等の供給にも支障を生ずる虞なしとせざる危機に瀕したのであります。

液体燃料に於きましては、既に日滿支の自給力に依存するの外なき状況にありましたが、而も貯油の払底と拡充の困難に伴い、アルコール、松根油等の生産増強に異常なる努力を傾けましたにも拘らず、航空機燃料等の減少は、遠からざる将来に於て戦争の遂行に重大なる影響を及ぼさざるを得ない状況に立至ったのであります、一方航空機を中心とする近代戦備の生産も亦空襲の激化に因る交通及び生産施設の破壊と、各種材料、燃料等の不足に因り、従来方式に依る大量生産の遂行は遠からず至難を予想される、に至ったのであります。

斯くの如く我が国力は急速に消耗し、本年五、六月の交に於きましては、近代戦を続行すべき物的戦力の基盤は極度に弱められ、軍官民相協力して凡ゆる対策を講じ、国力の恢復に異常なる努力を捧げましたが、近き将来に於て物的国力の徹底的転換を図ることは、漸く至難なるものあるを思わしむるに至りました、殊に沖繩戦の終末以来形勢は全く重大化するに至ったのであります。

加うるに長期に互る戦争の結果、国民生活、特に食料の面に於ける苦難は益々増加すると共に、インフレーションは逐次一般に浸潤せんとし、戦力の現況は戦争の前途に対し深甚なる考慮を要するに至りました。

此の間我が特別攻撃隊は悲愴極りなき盡忠の精神を發揮して赫々たる偉勲を樹て、硫黄島、フィリピン、沖繩島等に於ける陸海の将兵亦一丸となって奮戦力闘、克く進攻の連合軍に甚大なる出血を強要する等、我が陸海の精鋭は大東亜全戦域に互り、一死以て皇国防護の大義に生くる伝統の勇武を發揮し、一億国民亦来るべき本土決戦に完璧

の防衛態勢を以て、一挙に上陸連合軍を撃滅すべく軒昂たる意気を示したのであります、併しながら長期に互る数々の決戦に於て、其の都度連合軍に至大なる損害を與えたりとは言え、此の間皇軍の被りました創傷も亦決して少い数字ではないのであります、御手許に配付致しました表によって御覧の如く、海軍力および航空勢力の消耗は甚大なるものがありました、何れも戦争遂行上重大なる影響を與え、而も前述の如く国内生産の現状に於きましては、是が補充は意の如くならず、又陸上兵力に於きましては、大東亜各地に互り作戦を続けて来たのであります、其の装備は漸く十全を期し難く、終戦時に於ける皇軍の物的戦力は逐次低下するの已むなきに至りました、之に対し龐大なる資源と工業力とを有する連合軍側の軍需補給力は愈々増大し、特に欧州に於けるドイツの屈伏後は、戦勝の余勢を駆って全戦力を帝国の周辺に集中し来り、物的方面に於ける彼我戦力の相対的比率は、急速に均衡を破るに至りました、国力の現状は以上の如く、陸海の戦備も亦斯くの如く低下を見るに至りましては、徹底的勝利の確信も理論上に於ては遺憾ながら其の根拠を減少し、戦争の継続は正に容易ならざる段階に到達したのであります。

一面連合軍航空機に依る我が本土の空襲は愈々甚だしく、大都市は申すまでもなく、中小の諸都市は次々に壊滅し、戦災に因り家屋の焼失せるものは二百二十萬に達し、負傷者は数十萬を以て数え、戦災者は一千万に垂んとするの惨状を呈しました、而も八月に入りまして連合軍は新たに原子爆弾を使用するに至り、其の攻撃を受けました広島、長崎両市の惨状は、眼も当てられぬ悲惨なものであります、其の残酷なる非人道的なる災禍の及ぶ所、延いては我が民族の滅亡を来し、世界の人類の文明も為に破壊に陥るを憂えしむるに至りました、加うるにソ連は突如として我が国に宣戦し、国際情勢亦最悪の事態に到達したのであり

ます。

是より先、米英支三国はポツダムに於て帝国の降伏を要求する共同宣言を發し、諸般の情勢上、帝国は一億玉砕の決意を以て死中に活を求むるか、然らざれば終戦かの岐路に立ったのであります、日本民族の将来と世界人類の平和を思わせられた大御心に依り、大乘的 御聖断が下されたのであります、即ちポツダム宣言は原則として天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることを諒解の下に、涙を呑んで之を受諾するに決し、茲に大東亜戦争の終戦を見るに至ったのであります、帝国と連合各国との間の降伏文書の調印は、本月二日横浜沖の米国軍艦上に於て行われ、同日御詔書を以て連合国に対する一切の戦闘行為を停止し、武器を措くべきことを命ぜられたのであります、顧みて無限の感慨を禁じ得ませぬと同時に、戦争四年の間、共同目的の為に凡ゆる協力を傾けられた大東亜の諸盟邦に対し、此の機会に於て深甚なる感謝の意を表するのであります、連合国軍は既に我が本土に進駐して居ります、事態は有史以来のことであり、三千年の歴史に於て、最も重大局面と申さねばなりませぬ、此の重大なる国家の運命を担って、其の嚮うべき所を誤らしめず、国体をして弥が上にも光輝あらしむることは、現代に生を享けて居ります我々国民の一大責務であります、一に懸って今後に処する我々の覚悟、我々の努力に存するのであります。

今日に於て尚お現実の前に眼を覆い、当面を糊塗して自ら慰めんとする如き、又激情に駆られて事端を滋くするが如きことは、到底国運の恢弘を期する所以ではありません、一言一行悉く 天皇に絶対帰一し奉り、苟くも過たざることこそ、臣子の本分であります、我々臣民は 大詔の御誠めを畏み、堪え難きを堪え、忍び難きを忍んで、今日の敗戦の事実を甘受し、断乎たる大国民の矜持を以て、潔く自ら誓約せるポツダム宣言を誠実に履行し、誓って信義を世界に示さんとするもので

あります。

今日我々は不幸敗戦の苦杯を嘗めて居りますが、我々にして誓約せる所を正しく堂々と実行するの信義と誠実を示し、正しきと信ずる所は必ず之を貫くと共に、正しからざる所は速かに之を改め、理性に悖ることなき行動に終始致しまするならば、我が国家及び国民の真価は必ずや世界の信義と理性に慙え、列国との友好関係を恢復し、茲に萬邦共栄の永遠の平和を世界に現わし得べきことを確信するのであります、今後に於ける我が外交の基本も、正しく之に存するのであります、畏くも大詔に於きましては「世界の進運に後れさらむことを期すへし」と御示しになって居ります、私共は維新の大業成るに当り、明治天皇御自ら天地神明に誓わせられました所の五箇条の御誓文の御精神に復り、此の度の悲運に毫も屈することなく、自肅自重徒らに過去に泥まず、将来に思い迷うことなく、一切の蟠りを去って虚心坦懐、列国との友誼を回復し、高き志操を堅持しつ、長を採り短を補い、平和と文化の偉大なる新日本を建設し、進んで世界の進運に寄與するの覚悟を新たにせんことを、誓い奉らなければならぬと存じます。

組閣の大命を拝するに当りまして、畏くも天皇陛下に於かせられましては私に対し、「特に憲法を尊重し、詔書を基とし、軍の統制、秩序の維持に努め時局の収拾に努力せよ」との有難き御言葉を賜りました、私は此の有難き大御心に副い奉ることを唯一の念願として、之を施政の根本基調として、粉骨碎身の努力を致し、国民の先頭に立ち平和的新日本の建設の礎たらんことを期して居ります、国民諸君も亦畏き 聖慮の存する所を再思三省され、心機一転、澁刺清新の意気を以て、新たなる御代の隆昌に向って勇往邁進して戴きたいのであります。

是が為には特に澁刺たる言論と公正なる輿論とに依って、同胞の間に澁刺たる建設の機運の湧上がることが、先ず以て最も重要なりと信ずるのであ

ります、私は組閣の初めに当りまして建設的なる言論の洞開を促し、健全なる結社の自由を認めたまき旨意見を表明する所があつたのでありますが、政府と致しましては、言論の尊重、結社の自由に付きましては、最近の機会に於きまして言論、出版、集会、結社等臨時取締法を撤廃致したき意向であり、既にそれ等の取締を緩和致しましたことは先に発表致しました通りであります、苟くも国民の能動的なる意欲を冷却せしむるが如きことなきやう、今後とも十分留意して参る所存であります、特に帝国議会は、国民代表の機関として名実共に真に民意を公正に反映せしめ得る如く、憲法に則り正しき機能を發揮せられんことを衷心より希望するものであります。

戦争の終結に伴いまして、軍事上、産業上の復員が行われ、今後多数の同胞は各々其の家郷に、或は又旧の職場に復歸して参ります、又大東亜各地に配備せられて居ります多数軍隊の内地帰還は真に容易のことではありませぬ、相当の年月を要する処があるのでありますが、是等の任務を解かれた軍人及び産業要員の就職、授産等の援護厚生に付きましては、政府と致しましても固より萬全の準備を盡して遺憾なきを期する所存であります、同胞諸君に於かれましても、傷き破れた是等の人々に深き思いやりを致され、温き同胞愛を以て抱擁して戴きたいのであります、特に特別攻撃隊の勇士を初め、壮烈護国の華と散られました幾多の将士の盡忠に対しましては、私は諸君と共に謹んで敬申の誠を捧げます、又戦陣に傷き病んだ将兵各位に対し深甚なる同情の意を表し、其の速かなる再起を衷心より希望して居るのであります、政府と致しましては軍人遺族並に傷痕軍人の上に寄せさせ給う有難き大御心を体し、其の援護厚生に今後特段の努力を傾け施政の萬全を期したき考えであります。

又第一線の将兵と変ることなき危険を冒し、幾多の尊き殉職者を出しつゝも、敢然として長期に

互り海上輸送の完遂に撓まざる努力を示して参りました船員諸君に対し、更に空爆下一身の安危を顧みず増産増送の職場を守り抜き、遂に職域に殉じた同胞諸君並に皇国の大義に生きる行学一致の学徒動員に、真に目覚ましき働きを示しました学徒諸君に対しましては、私は諸君と共に心から敬意を表しますると共に、空爆に因り非命に斃れ、家を失い、職を離れた同胞諸君に対し深甚なる同情の意を表するものであります、是等殉職者、戦災者の援護に付きましては、今次の御詔書に於きましても洵に有難き御聖慮を拝して居るのであります、政府は今後とも全力を傾注致したき考えであります、戦災者諸君に於かれましても、悲運に屈することなく、速かに澁刻たる意気を以て建設に奮起して戴きたいのであります。

今や歴史の転機に当り、国歩艱難、各方面に互る戦後の再建は極めて多難なるものがあります、戦いは終わりました、併しながら我々の前途は益々多難であります、詔書にも拝しまする如く、今後帝国の受くべき苦難は蓋し尋常一様のもではありません、固より政府と致しましては衣食住の各方面に互り、戦後に於ける国民生活の安定に特に意を注ぎ、凡ゆる部面に於いて急速に萬全の施策を講じて参る考えであります、併し戦争の終結に依って直ちに過去の安易なる生活への復歸を夢見るが如き者ありと致しますならば、思はざるも甚だしきもので、将来の建設の如きは到底期し得ないのであります、特に外地、満州等よりの輸移入に差当り多くを期待し得ませぬ今日に於て、食糧対策は極めて多難重大であります、隨て今後政府、国民一致して全力を盡して是が解決を図らねばならぬことは勿論であります、政府と致しましては、特に復員に依る多数の軍人や産業要員の食糧生産部面への転進に依って、既耕地の集約強化は固より戦災地、未墾地の積極的開発を行い、又水産の劃期的振興に努めたき考えであります、国民諸君も凡ゆる地力を利用して食糧の自家生産に努

め、農民諸君は食糧の供出に従来以上の熱意と努力を示し、又一般消費者に於ても食生活に付き一般の工夫を凝らされんことを期待する次第であります、斯くして今後仮令外地、海外より食糧の輸移入が困難なるが如き事態となりましても、国内に於てなし得る限り自給し得べき方途を講じて行きたいと思つて居ります。

次に住宅の問題に付きましては、相次ぐ戦災に因つて家屋の焼失致しましたものは極めて莫大な数に上つて居るのでありまして、是が復旧は一刻も忽せにすることが出来ない重大なる問題であります、畏くも天皇陛下に於かせられましては、戦災復興のことを痛く御軫念あらせられ、過日特別の思召を以て木材百萬石を下賜あらせられます旨の有難き御沙汰を拝しました、政府と致しましては、聖慮の存しまする所を奉体し、大量の簡易住宅を急速に建設する等萬般の対策を講じて、速かに住宅問題の安定解決を期したき考えであります。

衣料の問題に付きましても、特に今後冬に向つて戦災者の衣料寝具等の対策は極めて深刻なるものがあります、而も繊維製品の在庫の払底、原料の取得困難なるに加えて、其の生産設備は戦争中概ね軍需生産方面へ転換せしめられましたため、国民に対する繊維製品の供給は当面相当困難なるものがあります、勿論政府と致しましては、今後速かに生産設備の復旧を図る等諸般の方策を講じ、為し得る限り衣料品の供給を図りますと共に、戦災を受けなかつた人々の衣料を、同胞愛に依りまして戦災者に分配することに依つて、多少とも当面の困難を緩和致したいと思つて居ります。

戦災其の他の影響に依り我が国が蒙りました打撃は極めて甚大でありまして、経済各般の状況を詳かに検討致しまするならば、インフレーションの潜在的原因が内面的には逐次醸成せられつ、ありますことは否み難き所であります、而も戦後処理等今後の事態に想到致しまするならば、我が国経済の負担は終戦に依り却て益々加重せられるの

であります、若し戦後に於ける国民の覚悟に弛みを生じ、政府の施策にして適切を欠くものありと致しまするならば、インフレーションの恐るべき惨害は、遂に收拾すべからざる破壊と混乱に導かれなければならぬのであります、政府と致しましては全力を挙げてインフレーションの防遏に努め、是が施策に萬全を期する考えであります、固より国民全幅の協力に依つて、初めて能くなし得るものでありますことは申すまでもありません。

軍隊の復員、軍需生産の停止転換等に伴う軍人及び産業要員の就職、授産等のことが戦後の処理に於て極めて重要な問題でありますことは只今も申述べた通りであります、今後に於きましては相当の失業者を出すことも予期せねばなりません、随つて政府と致しましては、戦後対策としての失業問題の処理に付きましては、国民生活の安定と共に、特に施設の重点として是が施策の萬全を期して居る次第であります、差当り農業増産の部面に是等の人々の労力を極力活用するの方途を講じたき考えで居ります。

新しき教育文化の建設、産業の転換復旧固より大事業であります、其の他終戦に伴う当面の難問は今や山積して居るのであります、是等の問題を誤りなく速かに処理し得てこそ、新建設への基は開かれるのでありまして、我々の今後の努力は又容易ならざるものがあります、政府と致しましては、固より全力を挙げて是が迅速なる処理解決に邁進する覚悟であります、是等戦後対策が円滑的確を期し得ますと否とは、全国民が乏しきに耐ゆる生活の裡に、能く建設の覚悟を示し得るか否かに懸ること甚大なるものがあります。

我々の前途は遠く且つ苦難に満ちて居ります、併しながら御詔書にも御諭しを拝する如く、我々国民は固く神州不滅を信じ、如何なる事態に於きましても、飽くまでも帝国の前途に希望を失うことなく、何処までも努力を盡さねばならぬのであります。

畏くも 詔書には「朕は常に爾臣民と共に在り」と御示しになって居ります、此の有難き大御心に感奮し、我々は愈々決意を新たにして、将来の平和的文化的日本の建設に向って邁進せねばならぬと信じます、全国民が一つ心に融和し、挙国一家、力を戮せて、不断の精進努力に徹しますならば、私は帝国の前途は懸て洋々として開け輝くことを固く信じて疑わぬものであります、斯くしてこそ初めて、宸襟を安んじ奉り、戦線銃後に散華殉職せられましたる幾十萬の忠魂に応え、英霊を慰め得るものと固く信じます。

出典：『データベース「世界と日本」』

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php

②幣原喜十郎首相施政方針演説（1945年11月28日）

不肖揣らずも未曾有の難局に際しまして組閣の大命を拝し、洵に恐懼に堪えませぬ、唯偏に粉骨碎身以て聖明に応え奉らんことを期して居る次第であります。

畏くも 天皇陛下に於かせられましたは、去る十一月十三、十四の両日伊勢神宮、畝傍桃山両山陵に、同十七日には多摩山陵に御親拝あらせられ、親しく終戦を御奉告あらせられたと承ります、行幸に当って、御警衛は努めて簡素にすべき旨仰せ出されましたが、沿道の地方民が真心を籠めて奉迎申上げ、到る処其の真情の隘れ出ましたる幾多の麗わしき実例は、何人にも深き感銘を與えたのであります。

現下の変局に当りまして、内治外交の凡ゆる政策を決定する者も、又之を批判する者も、常に考量の中に加えなければならぬ一つの基礎的事実があります、今や我が国と連合国との間に於て戦闘行為は全く終止することとなりましたけれども、平和の正常関係が恢復せらるゝに至るまでには尚お程遠い感じがあります、我々は対外問題の処理

上、自ら正義なり、公平なりと信ずる政策は、飽くまで之を主張すべきが当然の事理であります、唯之を徹底するために必要なる実質の国力を失つて居るのが現状であり、又敗戦国として避け得られない事実であります、固より人類社会には普遍的正義感が儼存し、侵し難い輿論の審判権も実在致しておりますが、是れさえも終戦に伴う世界各国の異常なる世相の下に、未だ活潑には働いて居ないことは諸君の容易に諒察し得らるゝ所でありましょう、併しながら結局に於て世界の人心を制し、国内及び国際関係の羅針盤たるべきものは、銃剣の力ではなく、徳義の力であり、合理的精神の支配でなければなりません、世界の輿論も亦必ず之を承認する所でありましょう、此の際国民は屈せず、迷わず、終始正義公平の基準に則り、新日本の建設に努力することが我々の進むべき唯一の目標であり、是れこそ我が国運の前途に一条の光明を與える燈台でありましょう、此の信念を以て私は国政の變理に当らんとするものであります。

我が国はポツダム宣言の受諾に依り、我が国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去するの義務を負うものであります、我が国民の間に於きまして、近代的民主主義傾向は明治時代から漸次芽生えつゝ、あつたものが、近年反動的勢力に圧せられて、發育を阻止せられて居たのであります、幸にして其の思想の根は枯れ失せたのではなく、今回反動勢力の圧迫から解放せらるゝと共に、比較的容易に生活力を恢復して再び芽を吹くものと期待せられます、我々は今後とも斯かる傾向の發達強化に何等の障碍を來すものがないように、特に意を用いんとするものであります、是が為には、先ず議會をして国民の総意を正しく反映するの機能を發揮し得せしめなければなりません、議會が民意反映の機能を確保せんが為には、先ず全然自由公正なる選挙に俟つの外ないのであります、現行の衆議院議員選挙法は

此の見地より検討して、時局の要求に適しない所があると認められますから、同法改正案の準備を急ぎ、之を本議会に提出して御審議を煩わさんとするものであります、今回本臨時議会の召集を奏請致しましたる主なる理由も亦実に茲に存するのであります。

次に近代的民主主義傾向を復活強化する根本要件は教育の刷新であります、政府は軍国主義及び極端なる国家主義的教育を拭い去り、教育の目標を以て個性の完成に依る国家社会への奉仕に置くこととし、特に公民教育の劃期的振興を期するものであります、又申すまでもなく民主主義の基盤となるべきものは国民の毅然たる自由独立の精神であります、今日我が国民の中には物心両面に於ける最悪条件に圧倒されて、自暴自棄に陥る傾向もないではありません、近來公私の道德共に著しく頹廢の状があるのを見て、我が国の将来の為に洵に寒心に堪えませぬ、是は何としても社会教育の刷新強化に依りまして道義の昂揚を図り、自由独立の精神と再起復興の意気込みとを失わないように致さなければならぬと考えて努力致して居る次第であります。

政府は組閣以来言論、思想、結社の自由を確保せんが為に政治的、公民的、宗教的自由を拘束する各種の法規を撤廃すると共に、特高警察を廃止して、民衆の信頼と協力を博するに足るべき明朗な警察の運営に付て格段の注意を加えて居る次第であります、自由主義の完成は常に個人の責任感に依って裏付けられなければならぬものでありまして、決して放縱無節制の事態を意味するものではありません、公の秩序や、善良なる風俗を紊すが如き言論、行動は、当然法令の仮借する所なき制裁を受くべきものであります。

我が国当面の急務は国民生活の安定であります、満州事変以来引続いて十数年に亙る戦争に因りまして生産力の大部分を消尽し、民力も極端に疲弊致して居りまする現状に於きまして、民生の安定

には凡ゆる手段を考究し且つ急速度を以て之を実行しなければなりません、殊に最も緊切なる処理を要するものは食糧の問題であります、本年の産米は大正、昭和を通じて比類の稀なる大減収を予想せられ、現状の推移に委しまするに於きましては洵に容易ならざる事態に立至るものと認めまして、同問題の解決を以て施政の中心とし、凡ゆる努力を集中致して居るのであります、即ち一方に於きましては本年の産米を確保せんが為め供出制度の改善、米価の引上等の措置を講じ、又未利用資源の食用化に付ても急速に是が実現を図ることと致して居るのであります、斯かる百般の国内対策を講じましても、食糧の需要供給間の大いなる不均衡は到底蔽うべくもありません、其の不足数量の補填の為には何としても国外よりの輸入に仰がなければならぬのでありますから、之に關しては連合国側の同情ある考慮を求めて居りましたる所、今回原則的には其の承認を得ましたので、今後更に其の具体化に付きまして適當なる結果を得よう努力する所存であります、他の一方に於きまして我が国は敗戦の結果食糧生産地たる諸方面の領土を失ひ、且つ国内人口の著しき集約を見るに至りましたから、今後の食糧問題は別に根本的解決を図る必要があるのでありまして、政府に於きましては是が為め農地制度の改革と、開拓計画の実現とを強力に推進致したい考えであります、即ち従来久きに亙って農業停滞の因を為したる現在の農地制度に根本的の改革を加え、健全なる農家を育成して農業生産力の培養を図ると共に、大規模の開墾及び干拓を急速に遂行する考えであります、尚お水産物其他蛋白質資源の格段なる開発を期して居る次第であります。

更に民生の安定上重要な問題は、戦争に因る犠牲者の救護、在外同胞及び復員者の援護並に冬期を眼前に控えて生活必需品の補給の問題であります、是等の問題に付きましては、凡ゆる機関を動員して全力を挙げ之に対処致して居るのであり

ます、殊に住宅の問題は最も深刻でありますので、簡易住宅の建設、罹災せる堅牢建設物の補修及び工場、寄宿舎、兵營等の改修を促進し、又非常措置として住宅緊急措置令の制定に依りまして、住宅対策に遺憾なきを期することと致したのであります。朝鮮、台湾、樺太、満州等に於ける在住同胞の生命、財産の保障、生活の確保並に之に伴う情報の入手等に付きましては百万力を盡して居りますが、終戦後に於ける交通連絡の不如意、其の他現地の混乱状態等の為め、我が目的の達成は事実上容易ではありませぬ、多数の在外同胞は洵に同情痛心すべき状態にあるものと想像されますので、何とか速かに改善の実を挙げたく努力を続けて居るのであります。復員者、海外同胞の本国引揚に付きましては、既に南朝鮮、北支那、太平洋諸島等より漸次同胞の帰還を見て居る状況であります。是が輸送、受入及び援護に関しましては萬全の措置を講じつゝあるのであります。是等軍復員者、海外引揚者並に産業離職者、其の他終戦に伴う失業者は、数百万に及ぶ厩大なる人員を予想せらるゝのでありまして、是が職業を保障することは極めて緊急且つ切要なる国務に属するのであります。此の失業問題に付きましては、政府に於て復興に要する土木建築及び農林水産の開発等諸事業の急速実施、民需産業の振興、各種文化施設の整備充実の措置と関連せしめつゝ、所要の対策を講じて居る次第であります。

斯かる民生安定の問題と相並んで重要なものに戦後復興の問題があります。政府は先に戦災復興の諸施策を強力一元的に遂行する為め戦災復興院を設けまして、産業の立地及び人口の配分に関する国土計画を、統一ある構想の下に立案すると共に、之を基礎として各都市の再建を計画し、以て全国に亘って一億五千萬坪に及ぶ戦災地復興を図ることと致したのであります。

戦災地の復興は産業の復興に依って可能となるのであります。是が為には必需品輸入の支払資

金確保に要する輸出産業の発展並に国内に於ける民生必需品の増産は極めて緊要なることであります。斯かる産業政策は民間経済人の自由なる創意と、活潑なる活動に俟たなければなりません。随て是が障碍となるが如き従来の諸統制は事情の許す限り之を廃棄しつつあるのであります。併しながら物資の不足甚しく、又戦争に因る損壊の著しい現状に於きましては、民生の安定を確保し、経済の再興を促進する為に、鉄、石炭、繊維品等、産業上又は民生上基本的物資に付きましては、尚お相当の統制を必要とするのでありまして、統制は此の種のものに局限し、而も其の統制の実施に付きましても、努めて民間の創意工夫を土台とし、其の自治的な運営に委ねたい方針であります。今後に於ける我が国の産業は、主として中小商工業に依存するものと考えられますので、国家としても積極的な指導援助は極めて重要であると考えます。之に対応して、民主主義的に勤労問題を解決する為には、労働組合の健全なる結成、活動は極めて望ましい所でありまして、之に必要な法令の立案に努めて居る次第であります。

民生の安定と戦後の復興に付きまして、海陸輸送力の急速なる増強と通信連絡の復興は一切の根柢をなすものでありますから、現在許される凡ゆる手段を盡して、輸送通信の力を成るべく高めるよう鋭意努力致して居るのであります。殊に軍の保有に係る自動車は、連合軍軍の行為に依りまして民間に開放せらるゝことになりましたから、小運送を通じて国土の復興、民生の安定に多大の貢献を期待し得られましたことは同慶の至りであります。

多年に亘る戦争に因る国力の消耗、甚大なる国庫負担の累積、敗戦に因る国土の喪失、賠償の実行等に伴って、戦後の我が国財政の状態は真に憂慮すべきものがあります。此の際経済秩序の破綻を防止し、悪性通貨膨脹の発生を防遏し、以て経済活動の促進と通貨価値の安定を図ることは極めて

で緊急であります、政府に於ては大幅な行政整理の断行、恩給制度の再検討、価格差補給金制度の原則的廃止等の絶対的緊縮方針を断行しますると共に、他面物価の安定と財政の建直しを図る為め、一回限りの財産増加税及び財産税を創設し、以て国債の大幅銷却に充つると共に、戦時利得に因る国民所得の不均衡を是正する方途を講ずる考えであります、尚お是と照応して軍需企業等に対する補償に付ては凡ゆる角度から慎重に検討したる上、之を厳正に処理する方針であります、又臨時軍事費特別会計に付きましては、海外に於ける経理の内容を短期日内に明確ならしむることが出来ない事情等の為に、是が打切りを実現し得られなかったのでありますが、終戦事務の進捗に伴い、愈々十二月一日を以て臨時軍事費特別会計の所管を大蔵省に移管し、且つ明年三月三十一日を以て其の

支出を打切り、同会計を終結せしむることと致した次第であります。

最後に大東亜戦争敗績の原因及び実相を明かに致しますことは、之に際して犯したる大いなる過ちを、将来に於て繰返すことのない為に必要であると考えますが故に、内閣部内に大東亜戦争調査会を設置致しまして、右の原因及び実相の調査に着手することと致しました。

以上施政の大体に関する政府の所信を述べたのでありますが、萬世の為め平和の基礎を固むるよう軫念あらせらるゝ聖慮に應え、官民は一体となって旺盛なる建設精神を發揮せんことを切望するものであります。

出典：『データベース「世界と日本」』

https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/post-562.php